

学 生 各位

保証人 各位

文教大学

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免） を申請した場合の学納金について

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免及び給付奨学金（高等教育の修学支援新制度、以下「修学支援制度」）の申請方法及び認定された場合の学納金については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 既に修学支援制度を利用している方（一時、支援停止中の場合を含む）

（1）授業料の納入について

修学支援制度の利用者も、授業料は一旦全額納入していただきます（納入期限は学納金振込依頼書を参照）。その後、支援区分に応じた減免金額を、下記のとおり還付します（支援停止中の方への還付はありません）。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、2023年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2024年2月以降に還付します。




②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、2023年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、1期授業料納入後から2023年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2024年2月以降に還付します。

2. これから修学支援制度に申し込む方

（1）申請方法

これから新規で申請する方は、各校舎担当課ホームページで申請手続き方法を確認してください。修学支援制度への申請は、まずは、日本学生支援機構給付奨学金に申請いただき、その後、授業料等減免の申請書を提出してもらいます（給付奨学金と授業料等減免はセットの為、一方のみの申請は原則受け付けておりません。授業料等減免のみ希望の場合、奨学金には申請いただいた上で奨学金振込停止を届出ることになります）。

所属	奨学金担当部署／ホームページ URL	ホームページ QR コード
教育学部・人間科学部・文学部	越谷学生課 http://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/7593	
情報学部・健康栄養学部	湘南教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu/news/14693	
国際学部・経営学部	東京あだち教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?p=17787	

【2年生以上用】

(2) 授業料の納入について

授業料は全額納入していただきます（納入期限は学納金振込依頼書を参照）。その後、修学支援制度に採用され、減免対象と認定された場合には、下記のとおり減免金額を還付します。なお、申し込み時期・決定時期により1期分に関しても2月以降の還付となる場合があります。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、2023年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2024年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、2023年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、1期授業料納入後から2023年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2024年2月以降に還付します。

3. 延納について

所定の手続を行うことで、授業料の納入期限を延期することが可能です。手続方法及び延納期限等の詳細については、学納金振込依頼書送付時に同封の『学納金振込依頼書の送付について』を参照してください。なお、延納の手続きをした場合でも、学納金を納入していただいた後、減免金額の還付となります。

※延納期限は毎年度異なりますので、該当年度に必ずご確認ください。

4. その他

- ・支援区分の変更により、1期と2期の減免金額が変更になることがあります。
- ・還付時期は現在の予定であり、変更となる場合があります。

以 上